

福島市公告第208号

松陵義務教育学校グラウンド整備工事(土木)について、下記のとおり総合評価方式(特別簡易型)による制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和8年9月1日

福島市長 馬場 雄基

記

1	工事名	松陵義務教育学校グラウンド整備工事(土木)
2	工事場所	福島市松川町字上桜内外地内
3	工事概要	グラウンド整備工 A=15,423.2 m ²
4	履行期限	令和9年12月15日(水)
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	無
7	低入札価格調査について	
	① 調査基準価格	有
	② 失格判断基準価格	有
	③ 工事費内訳書の提出	要(様式7・様式7-2)
8	入札参加形態	単体及び共同企業体の混合
9	入札方式	総合評価方式(特別簡易型)
		本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
10	単体企業及び特定建設工事共同企業体入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 単体企業及び特定建設工事共同企業体の場合における構成員が令和8年度福島市工事等請負有資格業者名簿に登録されている者 ※当該登録は電子入札に参加する場合も必要となります。	
	③ 福島市において競争入札参加停止期間中でない者	
	④ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。	

単体企業で入札に参加する場合の資格要件		
①	登録内容	一般土木工事の工事登録のある者
②	所在地区分	市内に本店を有する者
③	建設業許可区分	土木工事業について特定建設業の許可を有する者
④	技術者の配置	建設業法第26条における技術者等を配置できる者
⑤	資格総合点数	一般土木工事の資格総合点数が950点以上である者
⑥	工事施工実績	
共同企業体を結成する場合の資格要件		
①	構成員の数	構成員は3者以内とする
②	構成員の組合せ	構成員の組合せは代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする ただし、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする
③	代表構成員	代表構成員は構成員のうち出資比率の大きい方でなければならない
④	構成員の最小出資比率	2者の場合:構成員の最小出資率30%以上とする 3者の場合:構成員の最小出資率20%以上とする
10	代表構成員の資格要件	
	i	登録内容 一般土木工事の工事登録のある者
	ii	所在地区分 市内に本店を有する者
	iii	建設業許可区分 土木工事業について特定建設業の許可を有する者
	iv	技術者の配置 建設業法第26条における技術者等を配置できる者
	v	資格総合点数 一般土木工事の資格総合点数が950点以上である者
	vi	工事施工実績
	その他の構成員の資格要件	
	i	登録内容 一般土木工事の工事登録のある者
	ii	所在地区分 市内に本店を有する者
	iii	建設業許可区分 土木工事業について特定建設業の許可を有する者
	iv	技術者の配置 建設業法第26条における技術者等を配置できる者
	v	資格総合点数 一般土木工事の資格総合点数が850点以上である者
	vi	工事施工実績
総合評価に関する事項		
11	①	落札者の決定方法 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」並びに「企業の地域貢献等」をもって入札に参加し、次の(1)の要件に該当する者のうち、②の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。 (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
	総合評価の方法	
	i	評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。 $\text{評価値} = \text{技術評価点(加算点)} + \text{価格評価点(配点100} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}))$ [小数点以下第4位切り捨て] なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。
		② 価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。 価格評価点 100点 技術評価点(加算点) 17.0点
		技術評価点は、下記abの評価項目について評価を行う。
	iii	a企業の技術力 b企業の地域貢献等
	iv	落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上あるときは、抽選を行う。
	③	評価基準 別表1 工事総合評価一般競争入札評価基準(特別簡易型)のとおり
	④	配置予定技術者のヒアリングは実施しない

12	設計図書等の閲覧について	
	① 閲覧場所	福島市入札情報公開システム https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0620060006E00700
	② 期間	令和8年9月1日(火)から令和8年9月16日(水)までのシステム利用時間内 (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)
	③ 閲覧方法	福島市入札情報公開システム上にて、下記パスワードを入力し、閲覧及びダウンロードすること。
	パスワード(半角英数字)	k5081000154
	質問について	
	④ i 質問方法	本工事に関する質問は、福島市電子入札システムにて質問する。 福島市電子入札システム https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=0620060006E00700
	ii 質問期限	令和8年9月16日(水) 正午まで
	iii 質問に対する回答	福島市入札情報公開システムにより回答する。
	iv 回答閲覧期間	令和8年9月29日(火)から令和8年10月14日(水)まで
	⑤ その他	期間内に設計図書等の閲覧が確認できない方は入札参加申請できません。
13	入札参加資格の確認申請について(共同企業体の場合構成員のいずれかが閲覧していること)	
	提出書類	・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使用することができないものとする。 ・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。
		・申請内容に虚偽の記載が明らかになった場合は、当該入札の参加資格の取消し、又は契約解除並びに、福島市競争入札参加停止等取扱要項に基づく措置が適用されます。
	i 資格確認申請書	別紙様式1 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(単体企業の場合) 別紙様式1-2 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (特定建設工事共同企業体の場合)
	ii 特定建設工事共同企業体協定書	特定建設工事共同企業体協定書の写し (特定建設工事共同企業体で参加する場合)
	① iii 施工実績	別紙様式4 同種工事の施工実績(資料は①・②) (共同企業体の場合すべての構成員の実績を評価の対象とする。)
		次の(1)の同種工事、又は(2)の類似工事を施工実績として評価する。 (1)同種工事は、国及び地方公共団体が発注する工事で平成28年度から令和7年度までの10年間に契約金額3億円以上のグラウンド整備工事(土木)を元請として施工した実績、又はJVにおいて平成28年度から令和7年度までに出资比例で按分した契約金額が3億円以上のグラウンド整備工事(土木)を代表者又は構成員として施工した実績を有すること(ただし、工事成績評定の評定点が75点未満のものを除く。) (2)類似工事は、同種工事の2分の1以上の規模の実績を有する者
		①工事実績を証明するものとして、工事実績情報システム(CORINS)竣工時登録データの写し、又は契約書の写し及び工事履行証明書
		②施工実績に記載した工事成績評定通知書の写し ・工事成績評定の評定点が75点未満のものは除く。
		優良工事表彰実績 (共同企業体の場合すべての構成員の実績を評価の対象とする。)
		福島県又は福島市の優良工事表彰の写し(ただし、令和3年度から令和7年度までに優良工事表彰を受賞した場合)
		週休2日確保工事の実施実績 (共同企業体の場合すべての構成員の実績を評価の対象とする。)
		国及び地方公共団体が発注する工事での週休2日確保工事の実施証明書等の写し(ただし、令和7年度に週休2日確保工事を実施した場合)

13	①	iv 配置予定の技術者	別紙様式5 配置予定技術者の資格及び工事経験等(資料は①・②・③) (共同企業体の場合代表構成員のみ) ①工事実績を証明するものとして、工事実績情報システム(CORINS)竣工時登録データの写し、又は契約書の写し及び工事履行証明書 ②工事経験等に記載した工事の工事成績評価通知書の写し ・工事成績評価の評定点が75点未満のものは除く。 ③土木施工管理技士等の技術検定合格証明書の写し添付
		v 地域貢献	別紙様式6 地域貢献状況(資料は①・②) (共同企業体の場合すべての構成員の実績を評価の対象とする。) ①内容を証明する協定書又は契約書等の写し(ただし、ボランティア活動の実績については計画書・実績書、新聞記事の写し、写真等) ②企業認証については、認証取得を証明する書類の写し、雇用実績等については、内容を証明する書類の写し
		vi その他の提出書類	・入札日において有効期限内である総合評価値通知書の写し (共同企業体の場合すべての構成員の総合評価値通知書の写しを提出すること)
	②	提出方法	福島市電子入札システムにて上記書類を電子ファイル(PDFファイル)として添付し、提出する。 https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=0620060006E00700
	③	提出期限	令和8年9月2日(水)午前9時から令和8年9月30日(水)午後4時までの毎日 (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)
	14	入札参加資格の決定	令和8年10月5日(月) ・電子入札システム上にて競争入札参加資格確認通知書を決定後送信する。 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。
15	入札方法について		
	①	入札方法	電子入札(入札執行回数は原則として2回を限度とし、郵便による入札は不可) 福島市電子入札システム https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=0620060006E00700
	②	提出書類	入札書及び工事費内訳書 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。 入札者は、工事費内訳書に積算金額等の必要事項を入力し、電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力するとともに、当該工事費内訳書を電子ファイル(PDFファイル)として添付し、提出すること。
	③	入札期間	令和8年10月6日(火)午前9時から令和8年10月13日(火)午後4時まで ※ただし、やむを得ない事情により紙入札について当市の承認を受けた場合は開札日時(1回目)の午前8時30分から午前9時00分までに契約検査課に提出書類を持参すること。
16	開札日時等		
	①	開札日時(1回目)	令和8年10月14日(水) 午前10時00分
	②	開札日時(2回目)	令和8年10月14日(水) 午後 3時以降 ※開札1回目で総合評価対象者が決定とならなかった場合のみ。別途通知予定
	③	開札場所	福島市役所庁舎棟 入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④	その他	・電子入札競争心得による(市ホームページ参照)
17	入札保証金		免除
18	契約保証金		請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結

19	支払条件・契約条項	福島市工事請負契約約款並びに競争入札心得第11条による。
20	特約条項	本件は議決事件のため、議会の議決後本契約を締結すべきところ、次の特約条項を付し仮契約を締結し、議会の可決後、仮契約書の内容をそのまま本契約とする契約を締結する。 (特約条項条文) この契約は、この契約に関し福島市議会において可決された場合には本契約とする契約を締結する。可決されなかった場合または否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じないものとする。 (契約の非締結等) 1. 市長は、この契約に関し、落札決定後から仮契約締結の日までに落札者が本市の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ(法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等)、本市の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該仮契約を締結しないことができる。 2. 市長は、この契約に関し、仮契約締結後から議会の議決までに落札者が本市の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ(法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等)、本市の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該仮契約を解除し、又は本契約を締結しないことができる。 3. 前2項の場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 この契約は継続事業につき、次の特約条項を付するものとする。 (特約条項条文) 1. 本契約における支払条件については次のとおりとする。 (1)この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 令和8年度 請負金額の10分の4以内の額(前払金を含む。) 令和9年度 請負金額より令和8年度までの支払額を差し引いた額 (2)各会計年度における前金払の額は、次のとおりとする。 令和8年度 令和8年度支払限度額の10分の4以内の額 令和9年度 請負金額の10分の4以内の額より令和8年度までの前金払支払額を差し引いた額 (3)各会計年度において、部分払を請求できる回数(前払金を除く。)は次のとおりとする。 令和8年度 1回 令和9年度 1回 (4)部分払については、約款第38条第1項に関わらず、請負金額が300万円以上である場合に限り、かつ工事の完成前に、出来高部分ならびに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金額(以下本条において「出来高金額」という。)が請負代金額の100分の16を超えた場合において、工事の完成前に、出来高金額の10分の9以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)について、部分払を請求することができる。 (5)発注者は、予算の都合による等必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。 本件は低入札価格調査を適用するため、福島市低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格以下で入札した者を落札者とした場合は、同要領第12条に基づく特約条項を加えて当該落札者と契約を締結する。
21	契約書作成の要否	要
22	火災保険等の付保	設計図書等による
23	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記10に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
24	入札の中止について	1、本件は、1者以上の参加表明書の提出があれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
25	落札者の決定	令和8年10月19日(月)ただし、低入札価格調査の場合を除く
26	総合評価に関する結果公表	落札者の決定後、福島市ホームページに掲載及び財務部契約検査課閲覧所にて公表する。 公表内容:入札者、技術評価点、入札額、評価値、順位、落札者、予定価格等

27	総合評価の審査結果に対する理由の説明	総合評価の審査の結果、落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができるものとする。この場合、通知の日から7日以内(休日を含まない)に、市長に対し書面により行う。
28	地元企業等への受注機会の拡大について	1、本工事の履行に際し、下請契約を締結する場合は、極力、福島市内に本店又は支店・営業所等を有する者を選定又は工事に参加できるよう配慮すること 2、本工事の履行に際し、建設資材等の購入契約を締結する場合は、福島市内に本店又は支店・営業所等を有する者を基本として選定するよう配慮すること 3、調達する建設資材等は、規格、品質が条件を満足するものについては福島市内又は福島県内産を基本として、購入又は優先使用すること
29	その他	落札決定後、配置予定技術者の変更は認めない。ただし、病気・死亡・退職等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合には、変更の承認を得た上で当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 落札となるべき最も高い評価値の入札をしたものが2人以上あるときの抽選日時、場所については、当該者へ電話等により指示する。 本件に係る入札参加申請時の配置予定技術者は単体の場合は1名とし、特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員のみの1名とする。 なお、特定建設工事共同企業体が落札された場合は、契約書提出時に代表構成員及びその他の構成員の配置予定技術者について工事施工届にて提出すること
30	問い合わせ先	財務部契約検査課[〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]
31	システム利用時間	電子入札システム:平日の午前8時00分から午後10時00分まで 入札情報公開システム:平日の午前6時00分から午後11時00分まで

別表 1

○工事総合評価一般競争入札評価基準（特別簡易型）

区 分	評価項目	評価基準		配点	得点
企業の施工実績等	国及び地方公共団体が発注する工事での10年間の同種・類似工事の施工実績の有無（※1）	同種工事の実績あり		1.0	／1.0
		類似工事の実績あり		0.5	
		同種・類似工事の実績なし		0.0	
	国及び地方公共団体が発注する工事で令和3年度から令和7年度までの5年間の同種工事のうち直近の成績評定点（※2）（※3）	85点以上		3.0	／3.0
		80点以上 85点未満		2.0	
		75点以上 80点未満		1.0	
		75点未満		0.0	
		実績なし		0.0	
	令和3年度から令和7年度までの5年間の優良工事表彰の有無（福島県優良建設工事表彰又は福島市優良建設工事表彰）	実績あり		2.0	／2.0
		実績なし		0.0	
国及び地方公共団体が発注する工事で令和7年度における週休2日確保工事の実施実績の有無	実績あり		1.0	／1.0	
	実績なし		0.0		
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級施工管理技士又は技術士	資格を保有して10年以上	1.0	／1.0
			資格を保有して10年未満	0.5	
	令和3年度から令和7年度までの5年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり		1.0	／1.0
		類似工事の実績あり		0.5	
		同種・類似工事の実績なし		0.0	
市内における地域貢献等	平成28年度から令和7年度までの10年間の災害協定に基づく活動実績の有無	防災協定あり	活動実績あり	1.0	／1.0
			活動実績なし	0.5	
		防災協定なし		0.0	
	令和5年度から令和7年度までの3年間の除雪契約の有無	除雪契約あり		0.5	／0.5
		除雪契約なし		0.0	
	当該工事の市内業者の下請状況（※4）	下請負金額に占める市内業者の施工金額の割合	75%以上	1.0	／1.0
			50%以上75%未満	0.5	
			上記以外	0.0	
	令和5年度から令和7年度までの3年間の市内における清掃活動等のボランティア活動実績の有無	実績あり （社員の参加が3割以上のもの）	年3回以上	0.5	／0.5
			年2回以下	0.25	
		実績なし		0.0	
	申請日時点で建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入の有無	導入あり		0.5	／0.5
導入なし		0			
福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」認証取得認証の有無	認証あり		0.5	／0.5	
	認証なし		0		

市内における 地域貢献等	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」取得の有無	認証あり	0.5	／0.5
		認証なし	0	
	「福島市働く女性応援企業認証」取得の有無	認証あり	0.5	／0.5
		認証なし	0	
	「福島市障がい者雇用推進企業認証」取得の有無	認証あり	1.0	／1.0
		認証なし	0	
	「福島市消防団協力事業所」認定の有無	認証あり	0.5	／0.5
		認証なし	0	
	令和5年度から令和7年度までの3年間において新卒者、離職者の雇用実績の有無	実績あり	0.5	／0.5
		実績なし	0	
	申請日時点で3か月以上継続して雇用している女性建設労働者の有無	雇用あり	0.5	／0.5
		雇用なし	0	
	令和7年度における女性技術者の配置の有無	実績あり	0.5	／0.5
		実績なし	0	
合計			／17.0	／17.0

※特定JVによる入札参加が認められた工事において、特定JVでの申請における各評価項目の申請者の得点のうち、特定JVの全構成員分それぞれに作成、提出されるものについては、構成員ごとに評価項目の得点を算出し、その得点に特定JVの出資割合を乗じて得た得点の合計（小数点第3位以下は切捨て）とする。

- ※1 特殊な工法の工事である等、必要が認められる場合に限り、対象期間を20年とし、実績については民間企業発注工事も評価の対象とする。
- ※2 実績が民間企業発注工事の場合の得点は、0点とする。
- ※3 成績評定点の満点点数が100点以外の場合は100点満点で換算（小数点第2位以下は切捨て）した点数に応じた得点とする。
- ※4 当該工事の市内業者（福島市内に本店を有する企業）の下請状況について、下記の式により算出する。実際の施工にあたっては、当該評価項目において算出した割合について履行義務を負うものとし、下請の変更があった場合においても記載した市内業者の下請率を下回らないこと。
市は、工事完成前に下請負人との契約書を調査し、履行状況を確認する。その結果、評価された項目が提出した内容どおり履行されていなかった場合は、工事成績評定の減点、競争入札参加停止の措置を行う場合がある。

$$\text{下請金額に占める市内業者の施工金額の割合} (\%) = \frac{\text{市内業者の直営施工金額の合計}}{\text{下請金額(＝一次下請業者の契約金額の合計)}} \times 100$$

なお、評価された項目が提出した内容どおり履行されていなかった場合の工事成績評定の減点を行う場合については、マイナス3点とする。